

(別紙1)

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 U I J ターン新規就業支援事業に関する報告および立入調査について、北海道および函館市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、函館市U I J ターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に道内の別の企業に就業する場合を除く）
 - (3) 転入日から1年以内に函館市以外の市区町村に転出した場合。ただし、函館市から住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日または交付申請日のいずれか遅い日から1年を経過する前に函館市以外の市区町村に転出した場合
 - (4) 大学等に在学中に交通費を交付申請する場合において、地方就職支援金の交付申請日から1年以内に函館市に転入しなかった場合（ただし、交付申請時に既に函館市に住民票がある場合を除く）
 - (5) 大学等に在学中に交通費を交付申請する場合において、就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に道内の別の企業に就業する場合を除く）
- 3 地方就職支援金の交付を受けた後に実施される函館市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。